

赤 監 報 第 1 8 号  
令和 3 年 8 月 1 8 日

令 和 2 年 度

赤穂市長 牟 禮 正 稔 様

赤穂市監査委員 寺 田 榮 治  
同 西 川 浩 司

## 赤穂市健全化判断比率等審査意見書

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

赤 穂 市 監 査 委 員

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等に係る審査意見

目 次

第1 審査の対象 ..... 3

第2 審査の期間 ..... 3

第3 審査の方法 ..... 3

第4 審査の結果 ..... 3

第5 各比率の概要 ..... 4

    1 健全化判断比率の状況 ..... 4

    2 資金不足比率の状況 ..... 5

第6 審査意見 ..... 6

<健全化判断比率等審査資料> ..... 7

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月18日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

（単位：％）

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.97	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.97	30.00
実質公債費比率	10.4	10.4	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	110.9	129.4	△ 18.5	350.0	

※「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

2 資金不足比率

（単位：％）

会計名	2年度	元年度	増減	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	—	20.0
介護老人保健施設事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	

※「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

## 第5 各比率の概要

### 1 健全化判断比率の状況

本市の本年度における健全化判断比率は、次のとおり、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示した指標である。本市の実質収支額は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

(単位：％)

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.97	20.00

※「—」は、実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

#### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、本市すべての会計の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、本市全体の財政運営の深刻度を示した比率である。本市の連結実質収支額は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

(単位：％)

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	—	17.97	30.00

※「—」は、連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

#### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示した比率である。本市の実質公債費比率は10.4%で前年度からの変動はなく、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ただし、総務省が公表している地方財政の状況によると令和元年度決算における市区の平均は4.9%であることから、依然として高い水準にある。

(単位：％)

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	10.4	10.4	0.0	25.0	35.0

### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担する本市の借入金や負債残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示した比率である。

本市の将来負担比率は、110.9%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、前年度に比べて18.5ポイント改善している。これは主に、地方債の現在高や公営企業債等繰入見込額が減少し将来負担額が減少したことによる。

なお、総務省が公表している地方財政の状況によると令和元年度決算における市区の平均は9.6%で、比率が100%未満の市区が795団体のうち88.2%に当たる701団体あることから、依然として高い水準で推移している。

(単位：％)

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	110.9	129.4	△18.5	350.0	

### 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算定される。

本市の資金不足比率は、健全化法上の資金不足額が生じないため算定されない。

(単位：％)

会計名	2年度	元年度	増減	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	—	20.0
介護老人保健施設事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	

※「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

## 第6 審査意見

本市の健全化判断比率については、過年度と同じく実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率についても早期健全化基準を下回るものとなっている。また、資金不足比率については、一部の企業会計において財政状況が懸念されるものの、いずれの公営企業会計においても健全化法上の資金不足額が生じないことから算定されない。

しかしながら、これらの比率はそれぞれ一定の基準を超えた場合に自治体が財政の健全化等に向けた必要な措置を講ずることを求められる最低限度のものであり、この一定の基準を下回っていることをもって、十分な財政の健全性等を担保するものではない。

本市財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、引き続き中長期的な財源の確保に注力するとともに、財政運営の更なる健全化に努められたい。

## 健全化判断比率等審査資料

1 実質公債費比率の年度別算定内訳

区 分	決算年度		
	2年度	元年度	30年度
① 公債費充当一般財源等額	1,877,669	1,893,966	1,891,015
② 公営企業の繰出に係る準元利償還金	1,241,073	1,221,726	1,414,591
③ その他公債費として認められる額	19,720	22,743	24,222
④ 上記①のうち基準財政需要額に算入された額	1,157,630	1,149,565	1,120,367
⑤ 上記②のうち基準財政需要額に算入された額	947,100	981,550	1,022,373
⑥ ①+②+③- (④+⑤)	1,033,732	1,007,320	1,187,088
⑦ 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	12,831,591	12,296,473	12,313,943
⑧ ⑦- (④+⑤)	10,726,861	10,165,358	10,171,203
実質公債費比率 (単年度) ⑥/⑧×100	9.63685	9.90934	11.67107
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	10.4	10.4	10.1

(単位: 千円、%)

対 前 年 度		比 較	
2 元	30 元	30 元	29 元
増減額	増減率	増減額	増減率
△ 16,297	△ 0.9	2,951	0.2
19,347	1.6	△ 192,865	△ 13.6
△ 3,023	△ 13.3	△ 1,479	△ 6.1
8,065	0.7	29,198	2.6
△ 34,450	△ 3.5	△ 40,823	△ 4.0
26,412	2.6	△ 179,768	△ 15.1
535,118	4.4	△ 17,470	△ 0.1
561,503	5.5	△ 5,845	△ 0.1
△ 0.27249		△ 1.76173	
0.0		0.3	

2 将来負担比率の年度別算定内訳

区 分	決算年度		
	2年度	元年度	30年度
<b>将来負担額</b>			
⑨ 地方債の現在高	30,010,545	30,395,595	30,183,207
⑩ 債務負担行為に基づく支出予定額	3,936	4,332	4,590
⑪ 公営企業債等繰入見込額	15,023,601	16,213,100	17,433,994
⑫ 組合負担等見込額	83,557	101,728	123,369
⑬ 退職手当負担見込額	2,996,559	2,932,737	2,982,120
⑭ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
⑮ 連結実質赤字額等	0	0	0
将来負担額 計 ⑨~⑮ A	48,118,198	49,647,492	50,727,280
<b>充当可能財源等</b>			
⑯ 充当可能基金	3,844,959	3,480,590	4,071,630
⑰ 充当可能特定歳入	7,312,139	7,504,705	7,408,941
うち公営住宅使用料	323,008	322,717	319,270
うち都市計画税	6,989,131	7,181,988	7,089,671
⑱ 基準財政需要額算入見込額	25,058,139	25,507,244	26,196,385
充当可能財源等 計 ⑯~⑱ B	36,215,237	36,492,539	37,676,956
将来負担比率 (A-B)/⑧×100	110.9	129.4	128.3

(単位: 千円、%)

対 前 年 度		比 較	
2 元	30 元	30 元	29 元
増減額	増減率	増減額	増減率
△ 385,050	△ 1.3	212,388	0.7
△ 396	△ 9.1	△ 258	△ 5.6
△ 1,189,499	△ 7.3	△ 1,220,894	△ 7.0
△ 18,171	△ 17.9	△ 21,641	△ 17.5
63,822	2.2	△ 49,383	△ 1.7
0	-	0	-
0	-	0	-
△ 1,529,294	△ 3.1	△ 1,079,788	△ 2.1
364,369	10.5	△ 591,040	△ 14.5
△ 192,566	△ 2.6	95,764	1.3
291	0.1	3,447	1.1
△ 192,857	△ 2.7	92,317	1.3
△ 449,105	△ 1.8	△ 689,141	△ 2.6
△ 277,302	△ 0.8	△ 1,184,417	△ 3.1
△ 18.5		1.1	
		△ 8.1	

3 全国地方公共団体の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

区 分	決 算 年 度				
	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
<b>調査対象数</b>					
地方公共団体数					
都道府県	47	47	47	47	47
政令指定都市	20	20	20	20	20
市区	795	795	794	794	793
町村	926	926	927	927	928
合計	1,788	1,788	1,788	1,788	1,788
公営企業会計数	6,285	6,426	6,525	6,688	6,795
<b>健全化判断比率等</b>					
<b>(1) 実質赤字比率</b>					
実質赤字額のある団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	1	1	0	0
町村	0	0	2	0	0
合計	0	1	3	0	0
うち実質赤字比率が早期健全化基準以上の団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
うち財政再生基準以上の団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
<b>(2) 連結実質赤字比率</b>					
連結実質赤字額のある団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	1	0	0
合計	0	0	1	0	0
うち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	0	0	0	0	0
町村	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
<b>(3) 実質公債費比率</b>					
実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	1	1	1	1	1
町村	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	1
うち財政再生基準以上の団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	1	1	1	1	1
町村	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	1

(単位 団体、会計、%)

区 分	決 算 年 度				
	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
団体種類別の実質公債費比率の平均(※加重平均値)					
都道府県	10.5	10.9	11.4	11.9	12.7
政令指定都市	7.3	8.0	9.0	10.3	10.9
市区	4.9	5.1	5.4	5.7	6.2
町村	7.7	7.7	7.6	7.7	8.2
市区町村合計(政令指定都市含)	5.8	6.1	6.4	6.9	7.4
実質公債費比率の段階別分布状況(市区)					
35%以上	1	1	1	1	1
25%以上35%未満	0	0	0	0	0
18%以上25%未満	2	4	7	6	9
18%未満	792	790	786	787	783
合計	795	795	794	794	793
<b>(4) 将来負担比率</b>					
将来負担比率が早期健全化基準以上である団体					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0
市区	1	1	1	1	1
町村	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	1
団体種類別の将来負担比率の平均(※加重平均値)					
都道府県	172.9	173.6	173.1	173.4	175.6
政令指定都市	91.6	97.6	106.0	115.7	124.2
市区	9.6	9.8	13.7	15.4	18.8
町村	-	-	-	1.4	5.3
市区町村合計(政令指定都市含)	27.4	28.9	33.7	34.5	38.9
将来負担比率の段階別分布状況(市区)					
350%以上	1	1	1	1	1
300%以上350%未満	0	0	0	0	0
200%以上300%未満	1	1	1	1	2
100%以上200%未満	92	96	110	103	112
100%未満	701	697	682	689	678
合計	795	795	794	794	793
<b>(5) 資金不足比率</b>					
資金不足額がある公営企業会計数					
都道府県	3	3	3	2	2
政令指定都市	2	2	4	5	4
市区	52	54	51	34	27
町村	24	17	15	7	8
一部事務組合等	11	10	11	7	6
合計	92	86	84	55	47
うち資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数					
都道府県	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	1	1
市区	3	4	7	4	5
町村	1	2	2	2	1
一部事務組合等	1	1	2	2	3
合計	5	7	11	9	10
資金不足額がある主な事業別公営企業会計数					
病院事業	65	62	61	33	23
宅地造成事業	6	9	9	8	8
交通事業	3	3	3	4	5
観光施設事業	3	3	2	4	4
下水道事業	11	6	2	1	3
水道事業	0	1	2	0	0

※調査資料：総務省「令和3年版地方財政白書」